

西条市環境基本条例について

(無党派)

問 条例案に規定している「環境基本計画」の策定時期・数値目標・計画期間・周知方法及び「市の講じる措置」の内容についての考え方を問う。

答 環境基本計画は平成17・18年度の2か年で策定することとしており、この計画の中で具体的な数値目標を定めることとしている。計画期間は平成19年度からの10か年であるが、5年後をめぐりに、計画の見直しを行うこととしており、市本庁・各総合支所の情報コーナーや市ホームページでの公表を考えている。



カブトガニの生息する豊かな環境を(河原津海岸)



良好な環境は市民の財産

本条例では、市・事業者・市民等が環境の保全及び創造に対する基本理念に基づき、施策の策定の基本方針を定め実施すること、将来にわたり健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保することとしている。

市の講じる措置については、個々の施策の施行に際して考慮すべき事項を規定したもので、規制・経済的措置・施設整備により、環境の保全を図り、市民や事業者の活動が環境保全を考慮したものであるよう努めようとするものである。

一般質問

教育

いじめ問題にどのように取り組むのか？

(自民クラブ)

問 最近はいじめによる自殺が連日報道されており、教育再生会議ではいじめ対策緊急提言をまとめ、文部科学省はいじめ問題への取り組みの徹底について通知したところであるが、これらは学校中心で、家庭での取り組みがゆるぶんでないとの指摘もある。

子育ての第一責任者は親であることをしっかりと自覚してもらうことが大切であり、家庭教育の意義に関心を示さず、また学校との連携に協力的でない保護者への方策には、きめ細かな施策が望まれるところであるが、市内小中学校のいじめの現状といじめ問題の取り組みについて問う。

答 11月末の時点で、小学校で28件、中学校で4件のいじめの報告があり、このうち19件については現在も指導中である。

また、表に出てこないいじめについても、指導あるいは早期発見が大事であり、各小中学校では、一人ひとりの悩みに答える早期発見の相談活動や、充実した「児童生徒をまもり育てる協議会」を設置し、地域ぐるみでいじめ防止対策を積極的に推進している。

いじめの防止及び早期発見で大切なことは、毎日の家庭生活でのしつけ、そして学校生活での子ども

の動きをキャッチする大人の姿勢・感性であると同時に、いじめは絶対許さないという学級集団・仲間集団を育成することである。

さらにPTAと連携し、「聞こえませか、子どもの声が」というリーフレットを各家庭・教員・公民館・関係機関に配布している。このリーフレットでは、大人からの「君たち一人ひとりにはかけがえのない存在である」という呼びかけと同時に、大人自身がいじめを考えるきっかけになることを願っている。

「心の教室」開設事業について
(自民クラブ)

問 学校教育の充実を目的に、市内の小中学校では心の教室が開設されているが、この事業における相談の状況や関係者の連携などの対応策、さらに子ども事柄の低年齢化に伴う小学校への心の教室設置の考えや、学校と地域の連携の取り組みについて問う。

答 心の教室は、思春期を迎えた中学生が抱える問題の早期発見・早期解決のため、市内の全10中学校に開設、14名の相談員を配置して、生徒や保護者の悩み相談に当たっている。平成18年度における相談件数は、10月末までに690件を数えており、その内いじめに関する相談は32件であった。

相談のあった内容については、相談員から管理職や生徒指導主事に連絡をして、担任・保護者を交えて解決を図っている。

小学校における相談員は、現在、文部科学省の事業により3校に配置されており、それぞれ児童や保護者との相談を行っている。今後、小学校においても基本的な生活習慣に課題を持つ児童や、いじめ・不登校に対応できる体制づくりのため、相談員の配置を検討していきたい。

地域との連携に関しては、地域の関係機関やPTAを交えた「児童生徒をまもり育てる協議会」が設置され、現在、いじめや不登校・学校安全について話し合いを行っている。また、各校区に組織されている「青少年健全育成協議会」で、第三日曜日を「家庭の日」として家族がともに語りあう機会として家族がともに語りあう機会としてを推進しているところである。

家庭でのしつけを復活させ、家庭・学校・地域が連携し、子どもたちの健全な成長・育成に取り組みしていきたい。



元気いっぱい